

「『選ばれる国』になるために一共生社会実現へのアジェンダ」
シンポジウム

出入国在留管理庁
在留管理支援部長 君塚 宏

外国人受入施策の変遷（昭和→平成→令和）

昭和の外国人施策…

在日コリアンの法的地位問題（協定永住・特例永住 → 三世問題）
インドシナ定住難民
就労目的外国人 → 「外国人ならではの」の仕事内容に限定

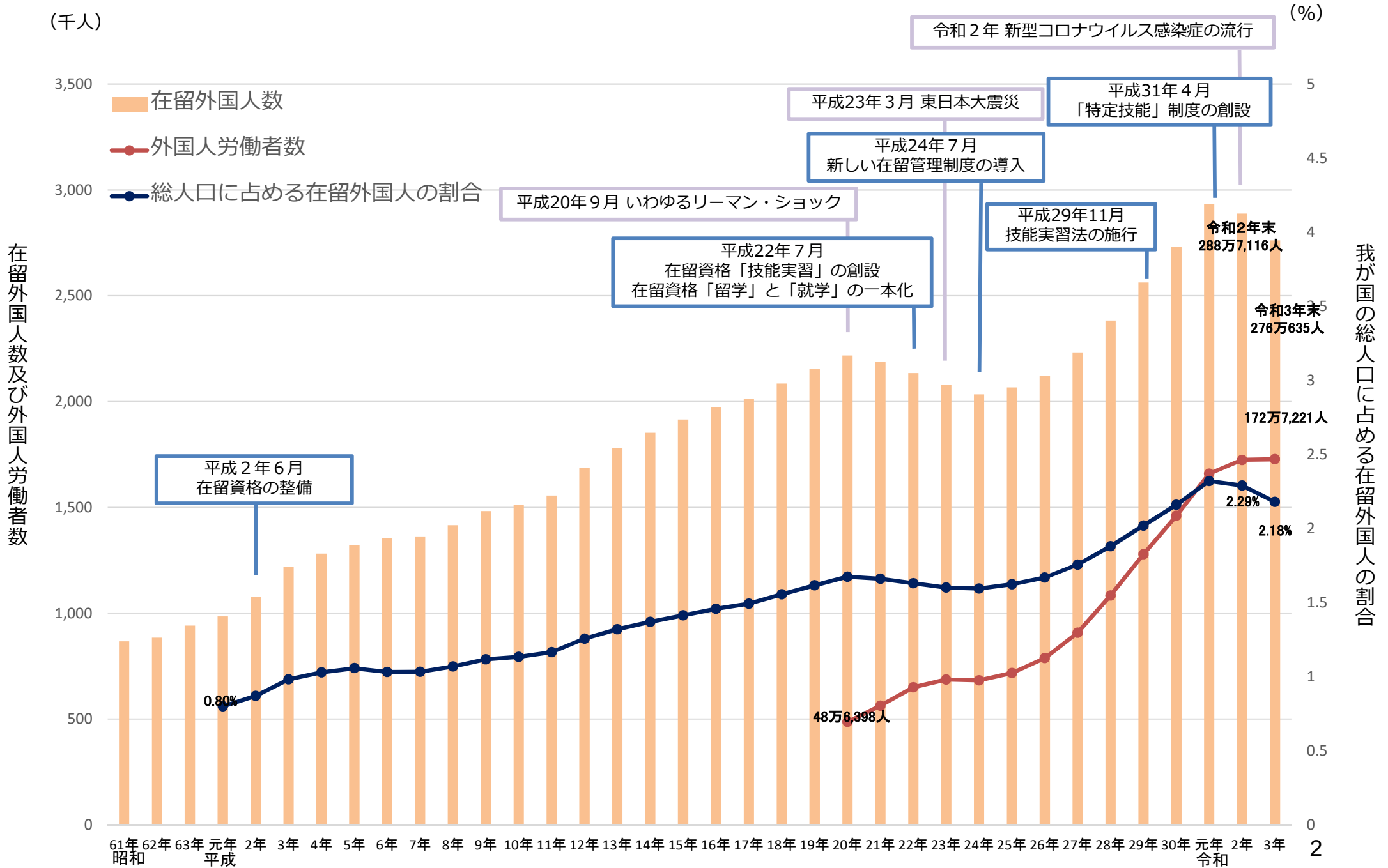
平成の外国人施策…

在留資格制度の整備・拡充（外国人労働者問題への対応）
日系人（身分関係によるもの）、留学生のアルバイト、技能実習生
専門的な知識・技術、熟練した技能を有する外国人（前期～）
高度人材、EPA看護師・介護士、人手不足分野受入れの「嚆矢」（後期～）
不法滞在者半減計画（「来させない、入らせない、居させない」）

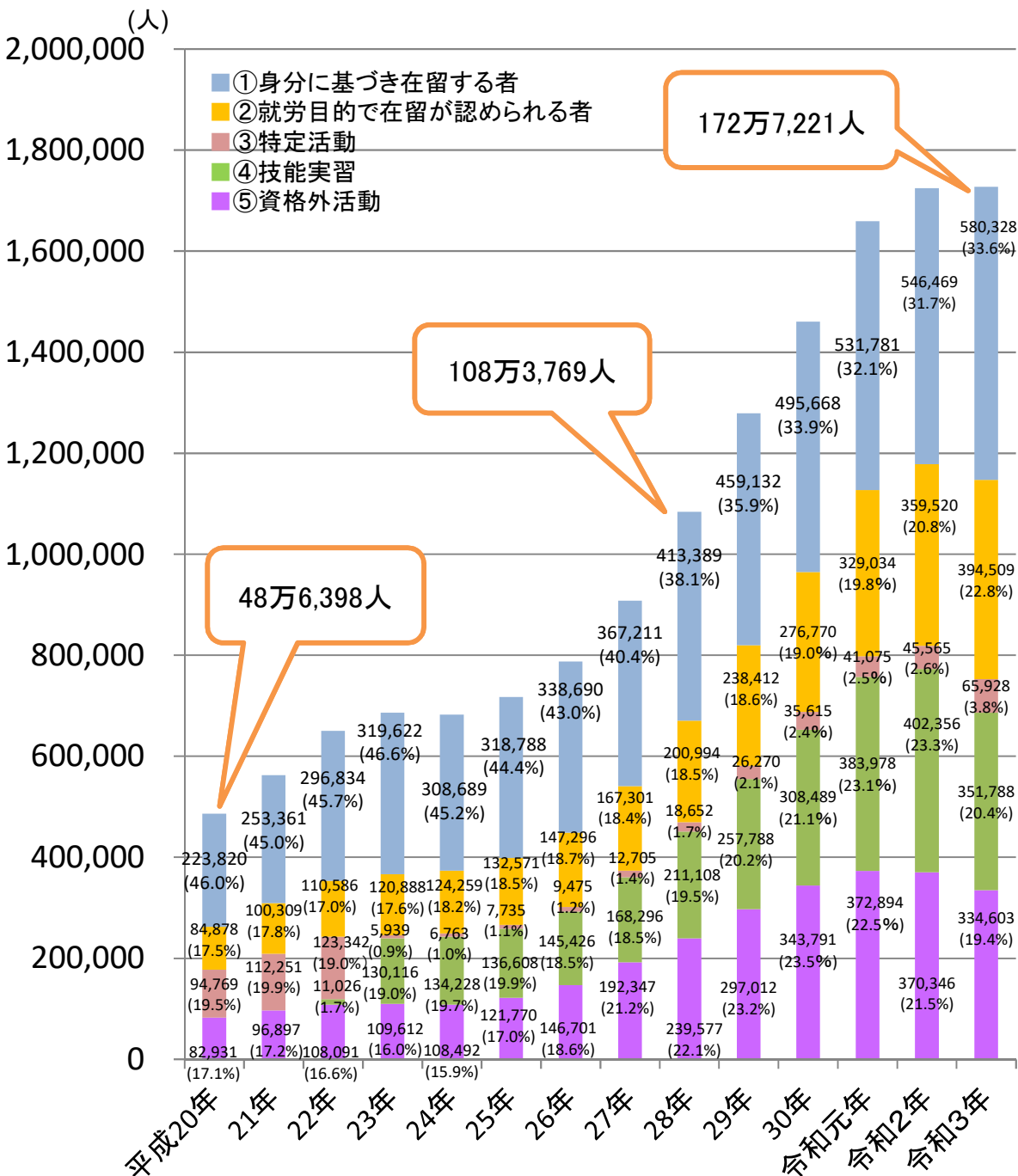
令和の外国人施策…

共生施策の構築（「安全安心」「人権尊重」「コミュニケーションの醸成」）
→ 「来てもらえる、どこでも住んでももらえる、存分に活躍してもらえる…」
人手不足分野での外国人材の受入れ（在留資格「介護」「特定技能」）
国際情勢を踏まえ人道上の危機に直面する者の庇護・保護・支援
デジタル時代の「出入国在留管理」（円滑化と厳格化の高次元の両立）

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

①身分に基づき在留する者 約58.0万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約39.5万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約6.6万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約35.2万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約33.5万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

外国人労働者の受入れ

基本的な考え方

積極的に受入れ

相当高い専門性を有する外国人



我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
(第9次雇用対策基本計画(閣議決定))

条件付きで受入れ

一定の専門性を有する外国人



昨今の人手不足の深刻化に対応するものとして、家族帯同の制限や滞在期間の上限を設けつつ、外国人材の受入れを拡大するための新たな在留資格を創設(骨太の方針2018(閣議決定))

様々な検討を要する

上記以外の分野の外国人



- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
(第9次雇用対策基本計画(閣議決定))
- 経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。
(未来投資戦略2017(閣議決定))



平30/12/8
夕刊各紙



平30/12/8朝刊各紙

在留資格「特定技能」の新設を目的とする入管法改正案の可決成立を伝える新聞報道

勉強会の趣旨・背景

特定技能制度・技能実習制度について、様々な立場から、忌憚ない御意見を幅広く聴取し、問題点を把握するため、法務大臣の勉強会を開催（令和4年2月～7月）

勉強会において把握した課題・論点

【特定技能制度について】

- ポストコロナに向けた運用状況の更なる把握・分析
- キャリアパスをどう描くか（特定技能1号人材の有効な確保策、特定技能2号への円滑な移行など、一貫したキャリアパスの整備）
- より実態に即して対応できる受入れ見込数の設定の在り方
- 大都市集中防止等の課題の把握・分析（現状、技能実習生からの移行が8割・・・顕在化していない可能性があり、引き続き注視が必要）

【技能実習制度について】

- 人づくりによる国際貢献という技能実習制度の目的と人手不足を補う労働力として扱う実態のかい離
- 実習実施者と実習生の間での事前情報の不足によるミスマッチ
- 実習生の日本語能力不足による意思疎通の困難性
- 不当に高額な借金を負う実習生の存在
- より一層実習生の立場に立った転籍の在り方
- 監理団体による監理体制や相談・支援体制が十分でない
- 外国人技能実習機構の管理・支援体制が十分でない

検討に当たっての基本的考え方

- 政策目的・制度趣旨と運用実態の分かりやすい整合
- 人づくりの理念の維持
- 人権の尊重
- 今後の日本社会の在り方に沿った制度

今後の方針等

- 政府全体の本格的な検討では、これまでの外国人材受入れに関する政府方針を踏まえて検討。
- 引き続き様々な御意見を伺いつつ議論を深め、長年の課題を歴史的決着に導きたい。

目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
- 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。
 受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。
 今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討《施策7》
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援《施策8》
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》
- 日本語教育の質の向上等
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の作成、公表《施策23》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討《施策24》
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策35》
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《施策36》
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組《施策37》
- 相談窓口における外国人のニーズを踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備《施策44》
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進
- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施《施策48》

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- 子育て中の親子同士の交流、子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《施策51》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進《施策54》
- 外国人学校の保健衛生に係る専門的な窓口による情報発信・相談対応の実施及び地方公共団体が行う支援の在り方に関する調査研究の実施《施策56》
- 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組の推進、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けた制度の導入の推進《施策59》
- 外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るための子どものキャリア形成支援を行う取組の試行的な実施及び具体的な取組の検討《施策61》
- 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援
- ① 留学生の就職等の支援
- 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援《施策66》
- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《施策87》
- ② 就労場面における支援
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策88》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《施策90》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進《施策93》
- ③ 適正な労働環境等の確保
- 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知《施策95》
- 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援
- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《施策107》
- ライフステージに共通する取組
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《施策21（再掲）》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策127》
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- 特定技能2号の対象分野追加、業務区分の整理及び受入れ見込数の見直し並びに特定技能制度・技能実習制度の在り方に係る検討《施策139》
- 悪質な仲介事業者等の排除
- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化の施策の検討《施策153》
- 海外における日本語教育基盤の充実等
- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策13（再掲）》

共生社会の基盤整備に向けた取組

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施に向けた検討《施策155》
- 政府における外国人共生施策の実施状況について取りまとめた白書の公表に向けた検討《施策156》
- 集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方に係る実践的な研究の実施《施策55（再掲）》
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《施策161》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備《施策162》
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進《施策164》
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化《施策165》
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討《施策166》
- 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討《施策167》
- オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討《施策168》
- マイナンバーカードの取得環境の整備及び在留カードとマイナンバーカードとの一体化の実現に向けた検討《施策169》
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《施策6（再掲）》
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータ提供の在り方に関する検討《施策170》
- 地方公共団体に対する住民基本台帳情報の適切な活用促進のための周知の実施《施策171》
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施《施策184》
- ODAを活用した国内関係機関の多文化共生の取組の推進とネットワークの強化《施策185》
- 先導的な地方公共団体の取組に対する地方創生推進交付金による支援の実施《施策186》
- 「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」の周知及び当該特例の活用の促進《施策187》
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
- ① 在留管理基盤の強化
- 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討《施策189》
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化《施策190》
- 関係機関との連携による機微技術流出防止に資する留学生・外国人研究者等の受入れに係る審査の強化《施策195》
- ② 留学生の在籍管理の徹底
- 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策200》
- ③ 技能実習制度の更なる適正化
- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《施策97（再掲）》
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策206》
- ④ 不法滞在者等への対策強化
- 送還忌避者の更なる送還促進に向けた体制整備、退去強制手続の一層の適正化のための早期の法整備《施策215》

※1：下線は「外国人との共生社会の実現のためのロードマップ」に関連しない施策、※2：施策番号が赤字のものは新規施策



HOME (https://www.tokyoheadline.com/) > SDGs (https://www.tokyoheadline.com/category/sdgs/) > 中野区でウクライナ避難民のための日本語セミナーが開催。メルカリと明大生

中野区でウクライナ避難民のための日本語セミナーが開催。メルカリと明大生がノウハウ活かす

2022.07.26 Vol.Web original (https://www.tokyoheadline.com/backnumbers/Web%20original%20-2/) SDGs

(https://www.tokyoheadline.com/category/sdgs/)

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から5ヶ月が経った。ウクライナから日本へ避難してきた人たちの数は7月20日時点で1500人を超え、避難の長期化も予想されるなか、日本での生活をサポートする動きが始まっている。



中野区職員約30名が参加した「メルカリ・明治大学、中野区に向けたやさしい日本語コミュニケーションセミナー」

外国人材保護、8社連携

トヨタやセブン 救済機関が始動

トヨタ自動車などが共同で運営する外国人労働者の相談・救済機関が23日に始動した。セブン&アイ・ホールディングスや味の素なども加わり、参画した事業者は計8社となった。国や企業に人権侵害防止の取り組みを求める国連の原則に準拠し、自社や取引先で働く外国人を巡るトラブルなどに多言語で二元的に対処。外国人が安心して働ける環境を整える。

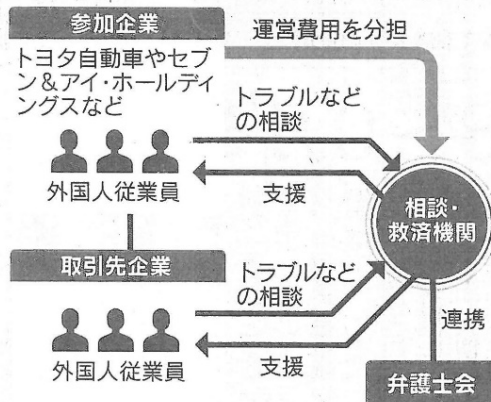
トラブルに一元対処

参加企業はほかに三井不動産や良品計画があり、残る3社は公表していない。国際協力機構（JICA）を事務局とする「責任ある外国人労働者受入

件は相談・救済を想定する。23年に20万人、24年には100万人に対応できる体制を目指す。8社が共同で相談・救済機関を設置する背景には、多言語対応が可能で法手続きにも詳しいスタッフが企業ごとに確保するのが難しいことがある

る。国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」で企業に対し、従業員が苦情を訴えられる仕組みの整備を求めている。味の素サステナビリテイ推進部の中尾洋三氏は「1社で担うのはコストも労力もかかるが、複数企業が連携すれば大きな負担にならない」と話す。幅広く対応するため、今後は参加企業の拡大が課題となる。

外国人従業員向け相談・救済事業の仕組み (イメージ)



り、内容を企業に共有し受け入れ体制の改善につなげられると期待する。人手不足が深刻化するなか、政府は外国人労働者の受け入れを拡大してきた。新型コロナウイルス下でも、21年10月時点で約172万7千人と過去最多を更新。10年前の

★ ○ ★ ○ ★ ○ ★ ○ ★

マイナンバーカードで
さいだい **最大20,000** えんぶん 円分の
マイナポイントがもらえる！




マイナポイント
第2弾
実施中！！

マイナポイント第2弾対象の
マイナンバーカードの申請期限は、
9月末までとなりますので**お早めに！**



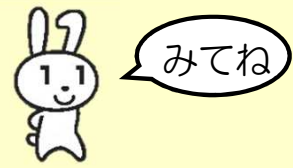
マイナンバーカードとは？

初回の交付手数料は無料！

本人確認書類として利用できる、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードです。ICチップの電子証明書を利用して、オンラインによる在留手続の申請や確定申告（e-Tax）など、様々なサービスに利用できます。



入管庁のホームページでも
16の言語で案内していま
す！



お問い合わせはこちら！

日本語（にほんご）

マイナンバー総合フリーダイヤル
TEL: 0120-95-0178



※電話できる時間は曜日によって異なります。
月曜日から金曜日まで 9時30分から20時まで
土曜日・日曜日・祝日 9時30分から17時30分まで
(マイナンバーカード、マイナポイントについては9時30分から20時まで)

外国語(がいこくご)

マイナンバーカードのこと
TEL: 0120-0178-27



つながらないときは 0570-064-738
※電話できる時間は言語によって異なります。

- ・ English(英語)、中文(中国語)、한국어(韓国語)、Español(スペイン語)、Português(ポルトガル語)
➡ 9時30分から20時まで
- ・ ภาษาไทย(タイ語)、नेपाली भाषा(ネパール語)、Bahasa Indonesia(インドネシア語)
➡ 9時から18時まで
- ・ Tiếng Việt(ベトナム語)、Pilipino(フィリピン語)
➡ 10時から19時まで

マイナポイントの申込み
方法はこちらに御相談！

マイナポイントのこと
TEL: 0570-028-125

※電話できる時間
English(英語)、中文(中国語)、한국어(韓国語)、Español(スペイン語)、Português(ポルトガル語)
➡ 9時30分から20時まで

カードの申込み・マイナポイントのもらい方

STEP1 交付申請書に記入する

★申込み用の交付申請書と宛名台紙は入管でももらえます！

- ・交付申請書に必要事項を記入する
- ・6か月以内に撮影した顔写真を貼り付ける

20,000ポイントが欲しい人は
9月30日までに申し込んでね！



「個人番号通知書」にあなたのマイナンバーが書いてあります！

左の 0123-4567-8901 の番号があなたのマイナンバーです。

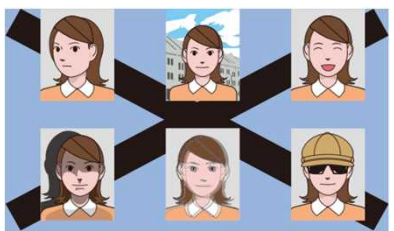
「個人番号通知書」は、住民登録をしてから2~3週間後に簡易書留で家に届きます。

住民登録がまだの方は、市区町村の役所でまず住民登録をする必要があります。そのときに、カードを申し込みましょう。

カードの申込みはパソコンやスマートフォン、証明写真機でもできます（日本語のみ）。



顔写真の撮り方



- ・大きさ たて4.5cm × よこ3.5cm
- ・正面、帽子なし、背景なし、白黒OK

- ・背景のあるもの
- ・顔がよく見えないもの
- ・帽子やサングラスをかけたもの はだめです。



入管庁のホームページでも16の言語で案内しています！



みてね

STEP2 カードを申し込む・受け取る

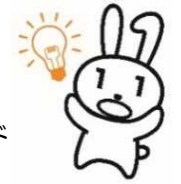
自分のマイナンバーがわかるとき

- ① 申請書が全部書けたら、宛名台紙を貼った封筒に入れます。
 - ② 郵便ポストに入れます。
- 約1か月後・・・
- ③ はがきが届きます。
 - ④ はがきに書いてある交付場所へ行きます。
 - ⑤ 窓口で暗証番号を設定し、受け取ります。



自分のマイナンバーや書き方がわからないとき

- ① 住んでいる市区町村の役所に行きます。
 - ② 窓口で申請書を完成させ、提出します。
- 約1か月後・・・
- ③ マイナンバーカードが家に届きます。
※市区町村によっては、左の③~⑤の方法で受け取る場所もあります。



STEP3 マイナポイントを申し込む

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして付与されます。好きな決済サービスを1つ選びましょう。スマートフォン、パソコン、マイナポイント手続スポットで申込みができます！

くわしくは・・・
TEL: 0120-95-0178 (日本語)
TEL: 0570-028-125 (外国語)

へ相談してください！

※電話できる時間は、9時30分から20時までです。
※使える外国語は5種類です。
English(英語)、中文(中国語)、한국어(韓国語)、Español(スペイン語)、Português(ポルトガル語)



このマークが目印！